

第 13 回 富山県地域年金事業運営調整会議

司会者 (馬場副所長)	只今から、「第 13 回富山県地域年金事業運営調整会議」を開催いたします。本日は、ご多忙の中、本調整会議にご出席いただきましてありがとうございます。 私は、本日の司会を務めさせていただきます日本年金機構富山年金事務所副所長の馬場でございます。 それでは、開催にあたりまして、日本年金機構本部 中部地域部事業推進役の廣田よりご挨拶を申し上げます。
廣田推進役	ただいまご紹介いただきました日本年金機構中部地域部事業推進役の廣田でございます。 本日はご多忙の中、富山県地域年金事業運営調整会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。 また、委員の皆様におかれましては、日頃より公的年金制度への深いご理解のもと、私どもの円滑な事業運営にお力添えを賜り、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。 本日、地域部長の藤井が欠席となりますので、代理で出席させていただいております。さて、富山県の地域年金展開事業の詳細な実績等については、この後、担当よりご報告いたしますが、私の方からは、少々お時間をいただきまして、現在の公的年金を取り巻く状況並びに地域年金展開事業の取組概要についてご報告させていただきます。 当機構は、厚生労働大臣の監督の下、公的年金事業に関する業務運営を行うことにより、公的年金事業及び公的年金制度に対するお客様の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与することをその使命としています。 現在、当機構が扱っている公的年金制度の規模を申し上げますと、被保険者数は約 6 千 7 百万人、年金受給権者数は約 4 千万人、合計で約 1 億 1 千万人が当機構のお客様の対象であります。 徴収している社会保険料は年間約 39 兆円であります。この規模は令和 4 年度の所得税と法人税の合計額約 37 兆円を上回る大変大きな額であります。 また、お支払いしている年金額は年間 53 兆円を超え、これは我が国の名目 GDP 562 兆円（令和 4 年度実績）の約 1 割でありまして、まさに年金制度の適正かつ安定的な運営が我が国社会の安心と安定に大きな役割を果たしていることがご理解いただけると思います。 年金制度を取り巻く環境の変化などについてご案内をしますと、我が国は、総人口や生産年齢人口の減少が進行していく一方、厚生年金保険の被保険者数は、高齢就業者数の増加、被用者保険の適用拡大、適用促進対策の推進等を背景に増加傾向を維持してきており、当機構における適用・徴収業務の対象となる公的年金の加入者総数はこの約 10 年間、ほぼ横ばいで推移しています。 また、出入国在留管理庁の統計によれば、日本に在留する外国人の方は、コロナの影響で一時減少したものの、令和 5 年末には 341 万人と過去最多を更新し、今後も増加することが見込まれています。 加えて、当機構にご提出をしていただく老齢年金請求件数については、特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢の引き上げ完了後（男性：令和 8 年度、女性：令和 13 年度）、第二次ベビーブーム世代が老齢年金受給開始年齢の 65 歳

に到達するまでの間は通増（ていぞう）し、令和 20（2038）年度に 210 万件とピークとなり、132 万件の令和 5 年度比で約 1.6 倍に増加すると見込んでいます。

今後、長期的に総人口や生産年齢人口が更に減少していき、当機構の人員体制の確保も課題となると見込まれる中で、在留する外国人の方への制度周知等の各種対応、被用者保険の加入者数や老齢年金請求件数の増加等による業務量の増加が見込まれるという条件下において、引き続き、適切に業務運営を行っていくためには、デジタル化の一層の拡充により、お客様のサービスの向上と業務の正確性・効率性の向上を同時に図っていくことが必要不可欠であると考えています。

続いて、地域年金展開事業の取組概要でございますが、先程申し上げたとおり、公的年金が社会で極めて重要な役割を果たしている状況下において、年金制度の安定的かつ恒常的な発展のために、地域の皆様に制度や手続き内容を適時的確にお伝えするとともに、特に将来、制度を担う若年者層の方々に制度理解を深めていただくことは、当機構として重要な取組であると考えております。

このため、教育機関のご協力のもと、若年者層向けには、年金セミナーを実施しているところでございます。

令和 5 年度の年金セミナーは、教育機関における対面開催に加え、Web 会議サービスを利用したオンライン実施などにより、全国で 3,156 回開催し、約 16 万 4 千人の学生・生徒に受講いただきました。ちなみに令和 6 年度上期は全国で 1,087 回、約 4 万 5 千人でございました。

また、正しい年金制度の知識や手続き、制度改正等について、事業所内やその地域において周知するため、市区町村、自治会、事業所及び関係機関・団体の皆様に対して、年金制度説明会を実施しております。

令和 5 年度の制度説明会は、全国で 1,965 回開催し、約 8 万 2 千人の方に参加していただきました。ちなみに、令和 6 年度上期は全国で 1,478 回、約 8 万 1 千人でございました。

今後も、皆様のニーズに応じ、内容の充実に努めるとともに、より多くの皆様に参加していただけるよう努めてまいります。

厚生労働大臣から委嘱を受けて、当機構が担う厚生年金保険や国民年金の事業について、事業所や地域で啓発、相談、助言などを行っていただく年金委員の活動の活性化も、重要な課題の一つでございます。

令和 5 年度末の年金委員の委嘱数は、全国の職域型年金委員で 130,447 人、地域型年金委員で 8,697 人となっております。ちなみに、令和 6 年度上期は全国で職域型年金委員 132,536 人、地域型年金委員 8,779 人となっております。文書や電話による重点的な推薦要請により、昨年度に引き続き委嘱を拡大し、その活動基盤の充実に努めました。

今後も、委嘱拡大に加え、連絡会やオンライン実施も含めた年金委員研修の内容を充実させるとともに、機構ホームページも活用し、年金委員の活動に必要な情報提供の強化を図ってまいります。

最後になりますが、複雑となっている公的年金制度について、正確に国民にご理解いただき、制度を知らないことで不利益を被る方を発生させないことが、日本年金機構の責務であり、これらの実施にあたっては、関係機関や年金委員の皆様のご協力が必要不可欠と考えております。

司会者 (馬場副所長)	引き続き、当機構の取組にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。 それでは、この後の議事にて、富山県の取組状況の詳細をご報告させていただきますので、ぜひ忌憚のないご意見やご提案を賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。 本日はよろしくお願いいたします。 それでは、議事次第に従い議事を進めてまいります。会議終了予定は、午後 4 時頃を予定しておりますので、議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。 まず、お手元に配付しております資料の確認をいたしますので、ご確認をお願いします。 ○ 座席表 ○ 富山県地域年金事業運営調整会議委員名簿 【資料 1】 富山県地域年金事業運営調整会議設置要綱 【資料 2】 富山県地域年金事業運営調整会議運営要領 【資料 3】 第 13 回富山県地域年金事業運営調整会議（資料） 【資料 4】 年金セミナー アンケート集計結果（富山県内版、中学校抜粋版） 〔参考資料〕 ○知っておきたい年金のはなし(スライド版) ○知っておきたい年金のはなし ○「わたしと年金」エッセイ入賞作品集 ○退職後の年金手続きガイド ○年次報告書 2023 不足している方はいらっしゃいませんか。不足している場合は挙手をお願いします。 それでは、お配りした「富山県地域年金事業運営調整会議委員名簿」をご覧ください。 この運営調整会議の委員の任期は、設置要綱第 3 条第 2 項により 2 年と定められております。現在、令和 7 年 3 月 31 日まで委嘱をさせていただいておりますが、事務局から改めて委員の皆様をご紹介させていただきます。 五十音順に紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。
事務局 (和田出副所長)	本日は、お忙しい中、当運営調整会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。富山年金事務所副所長の和田出と申します。 令和 7 年 3 月 31 日までの任期として、委嘱させていただきました委員の皆様をご紹介させていただきます。 富山県社会保険労務士会 顧問 池田 悦子 様 富山大学人文学部 教授 伊藤 智樹 様 富山県教育委員会県立高校課主幹・高校教育担当 北村 宜也 様 富山県年金受給者協会 常務理事 坂木 正雄 様 坂木様は本日所用にて欠席です。 富山県都市国民年金事務研究協議会富山市役所保険年金課長 砂原 正宏 様 北日本放送㈱経営管理局 経理担当部長 高田 亮二 様

司会者 (馬場副所長) 事務局 (和田出副所長) 議長 (伊藤委員長) 事務局 (和田出副所長)	富山県社会保険協会 常務理事 長永 好市 様 富山県社会保険委員会連合会 会長 西村 博邦 様 厚生労働省東海北陸厚生局 年金調整課 課長 松尾 辰二 様 全国健康保険協会富山支部 企画総務部 部長 溝渕 文宏 様 以上、委員の皆様を紹介させていただきました。 当運営調整会議を構成する関係機関及び関係団体として、ただいま 1 名の欠席により、10 名中 9 名の参加を確認いたしましたのでご報告させていただきます。 続きまして、日本年金機構の出席者を紹介いたします。 ○日本年金機構中部地域部事業推進役の廣田です。 ○日本年金機構富山年金事務所長の久保です。 ○日本年金機構高岡年金事務所長の中村です。 ○日本年金機構魚津年金事務所長の吉岡です。 ○日本年金機構砺波年金事務所長の中山です。 そして、事務局の和田出と馬場です。本日は、よろしくお願いいたします。 続きまして、委員長の選出を行いたいと思います。 設置要綱第 4 条第 1 項において、当会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定めるとありますので、委員長の自薦、他薦、推薦等ご意見はありますでしょうか。 自薦、他薦等ご意見がありませんでしたので、事務局として富山大学人文学部教授の「伊藤 智樹」様を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。 ご承認いただける委員は、拍手をお願いいたします。 承認をいただきましたので、「伊藤 智樹」様に委員長をお願いすることといたします。 では、設置要綱第 5 条第 1 項により委員長に議長をお願いすることとなりますので「伊藤委員長」議長をお願いいたします。 それでは、ご指名ですので議長を務めさせていただきます。 早速、議事に移りたいと思いますが、本日の会議の進行につきましては、事務局から資料等の説明ののち、随時、ご質問やご意見、あるいは助言等の発言をいただきます。最後にもう一度、全体をとおしてご意見等をいただきますのでよろしくお願いいたします。 それでは、議事の（１）令和 6 年度「地域年金展開事業」の取組実績について及び（２）令和 7 年度「地域年金展開事業」取組方針について、事務局から説明をしてください。 それでは、資料 3「第 13 回 富山県地域年金事業運営調整会議（資料）」を基に説明させていただきます。 資料 2 ページから 3 ページに地域年金展開事業の概要を載せております。 はじめに 2 ページをご覧ください。まず、「地域年金展開事業」とは、公的年金制度に対する理解をより深め、制度加入や保険料納付に結び付けること
--	---

	を目的として、地域・教育・企業等の様々な場において、地域に根ざした制度の普及活動事業でございます。 その事業内容につきましては、図の中央の青色の部分に記載の内容となります。①ポスターの貼付、チラシ・リーフレットの配布、②年金制度説明会、③年金セミナー、④出張年金相談会、⑤地域年金事業運営調整会議、⑥ねんきん月間・年金の日における各種取組、⑦「わたしと年金」エッセイなどがございます。 続いて左側赤枠の部分をご覧ください。今ほどの事業に取り組むにあたり、日本年金機構の組織内においては、各年金事務所が、機構本部や大曾根地域代表年金事務所と連携し業務にあたっています。協力者として、「地域との橋渡し役である地域型年金委員」や「企業との橋渡し役である職域型年金委員」がいらっしゃいます。 年金委員の皆様においては、地域や企業において啓発、相談、助言などの活動を行っていただいています。また、その活動の活性化のために、年金機構としましては必要な情報提供や活動資料の充実等、サポート体制の強化に努めているところでございます。 また、上部緑色の枠のところをご覧ください。地域のネットワークとして、地方厚生局、労働局、ハローワーク、教育委員会、自治体、企業や教育機関、社会保険協会や社会保険委員会、受給者協会、全国健康保険協会、社会保険労務士会等、様々な地域のネットワークと協力連携のうえ事業を展開しています。 続きまして3ページをご覧ください。 先ほど申し上げました事業に対する主な取組内容について、大きく5つの事業に区分し記載しています。 まず、地域連携事業につきましては、市町村、事業所、関係機関の事務担当者や従業員向けの年金制度説明会の実施や機構が行う事業の周知依頼となります。 年金セミナー事業につきましては、大学、専門学校、高校など各種学校での年金セミナーの実施や大学での年金相談、学生納付特例制度の申請窓口の開設となります。 地域相談事業につきましては、年金事務所から遠方の地域住民のニーズに応えるための出張年金相談等の実施となります。 年金委員活動支援事業につきましては、年金委員を対象とした研修会の開催や各種冊子、チラシ等、委員活動に役立つ情報の提供になります。 地域年金事業運営調整会議につきましては、本日の会議のことになります。 地域年金事業運営調整会議要領にもお示ししていますが、1年に1回、年金事務所が行う事業に対し有識者、関係機関の委員の皆様から、ご意見・助言等を行っていただく会議でございます。 続きまして、4ページをご覧ください。 令和6年度の事業計画でございます。 事業ごとに資料右側、具体的な活動についてご説明いたします。 まず、地域連携事業でございます。5項目に区分しております。 ①市町村・ハローワーク・関係機関等との連携による周知・啓発 ②年金委員を活用した周知・啓発 ③市町村担当者向け情報紙「かけはし」を自治体に配布する
--	---

	④事業所に対する制度説明会の実施 ⑤メディアを活用しての制度周知 続いて、年金セミナー事業でございます。 こちらは、大学、短大、専門学校、高等学校等における年金セミナーの実施や「わたしと年金」エッセイ募集に関する周知活動になります。 アプローチとしましては、教育委員会や学校長会に対する周知、協力依頼や大学への周知、協力依頼を行います。 続いて地域相談事業でございます。 こちらは、市町村等における出張年金相談や大学等構内における出張年金相談窓口の開設を行います。 続いて、年金委員活動支援事業でございます。 こちらは、WEB 会議ツールを最大限に活用した年金委員研修の実施や電話・文書による勧奨を主体とした年金委員の委嘱の拡大を図っていく事業でございます。 ここまで、地域年金展開事業の概要、令和 6 年度の事業計画についてご説明いたしました。
議長 (伊藤委員長)	ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問がございましたら発言をお願いします。
西村委員	年金委員や社会保険委員会を実施している立場から申し上げます。年金委員や委員会の存在感や認知度がないことが困った状態である。 年金事務所から協力はいただいているが、なかなか各企業までフィードバックされていないのが現状である。年金委員の数が減少傾向にある中、どうしても増やしていくことができるのか、本当に危機感をもって何とかしないといけないと思っている。 国の方からも年金制度について周知するために、年金委員を利用しようといった認知度を高めてもらう努力ができるのであればお願いしたい。
松尾委員	年金委員に関しては、私ども厚生局が委任の事務を行っていますが、基本的には日本年金機構法で整理されていますので、周知活動的なことを含めて、年金機構にお願いしたいところが現状でございますが、頂いたご意見については年金局に伝えます。
大久保所長	職域型年金委員につきましては委嘱数の減少傾向を抑えるためにも、今まで従業員 50 人以上の事業所に対し勧奨を行っていましたが、昨年 10 月から 50 人未満の事業所に対しても勧奨を行っています。 地域型年金委員に関しましても、地域住民と繋がることを目的に、一定の条件はつけておりますが、幅広く委嘱活動を行っています。
松尾委員	学生納付特例制度の申請窓口開設というのは、学生納付特例事務法人とは別に年金事務所独自で開設しているものでしょうか。
大久保所長	学生納付特例事務法人とは別に年金事務所独自で大学と調整し開設しているものでございます。

松尾委員 議長 (伊藤委員長) 事務局 (和田出副所長)	良い取り組みをされていると思います。学生納付特例はスマホでも申請できるようになりましたので、そういった部分も含めて周知活動をしていただきたいと思います。 他に質問がないようでしたら、事務局より説明を続けてください。 それでは、令和6年度の「地域年金展開事業」取組実績について説明いたします。資料は5ページをご覧ください。 まずは、「地域連携事業」についてです。 ① 市町村・ハローワーク、関係団体等との連携による周知・啓発活動についてになります。 市町村職員担当者向け研修会につきましては、表に記載のとおり、富山、魚津、砺波年金事務所においては、上期、下期2回ずつ実施しました。なお、高岡年金事務所においては、上期2回実施済で下期は2月6日に1回、2月26日にもう1回実施する予定としております。ハローワークにおける年金制度説明会については、富山年金事務所と高岡年金事務所は、職員が定期的にハローワークへ出向き、雇用保険説明会において、退職後の年金手続きとして、2国民年金への加入の届出、保険料の納付、免除制度などについて説明を行っています。また、県内の他の年金事務所においては、管内ハローワーク職員に協力を依頼し、退職後の年金手続き等の資料の配付を行っていただいています。 6ページをご覧ください。税務署との連携です。 年金機構では、お客様の行政手続きの負担軽減や利便性向上のために、事業所・個人それぞれのお客様のニーズに応じたオンラインサービス実現に向けた取組を推進しています。また、個人のお客様に対するオンラインサービスとして、年末調整や確定申告に必要な年金通知書の電子データをマイナポータルで受け取ることができる電子送付サービスについて、幅広くお客様に周知するために、県内の税務署へチラシを持参のうえ協力依頼を行いました。 続いて、その他関係団体等との連携についてです。 こちらは、全国社会保険委員会連合会（全委連）が主催する退職間近の方を対象とした年金シニアライフセミナーについて記載しております。毎年、実施しております。令和5年度までは富山会場、高岡会場の2会場で開催していましたが、全委連より令和6年度は1会場あたり20名以上の参加が必要とのことで、高岡会場は例年20名を満たしていないことから、富山会場のみの実施といたしました。ちなみに、昨年度は2会場で37名の参加でしたが、今年度は1会場で58名の方に参加いただき、大変好評でございました。 このシニアライフセミナーにおいては年金機構職員による「年金制度の説明」と全国社会保険委員会連合会から派遣される講師による「生きがいとライフプラン」についての2部構成で実施しております。なお、参加者の募集にあたっては、県内の職域型年金委員に開催のご案内をお送りし、事業所内において、回覧していただくなど、周知にご協力をいただきました。 続いて7ページをご覧ください。 地域連携事業の②として「年金委員を活用した周知・啓発」についてです。こちらは、記載のとおり、各年金事務所とも年金委員へ制度に関するチラシやポスターなどを送付し周知依頼を行いました。 なお、昨年度に比べ、周知回数が8回から20回に、延べ人数が2,559名か
---	--

ら 4,437 名に増加しているのは、地域型年金委員及び職域型年金委員の皆さんに「ねんきんネット」利用促進ポスターとリーフレットを活用しての周知を行ったことによるものです。

次に③市町村担当者向け情報誌「かけはし」の配布になります。

こちらの情報誌は、機構本部から国民年金保険料や年金給付に関する手続き、申請書の記載方法等詳細に記載されています。また、機構本部からの情報に加え、各地域の必要な情報も交えながら、年 6 回、奇数月に発行し市町村担当職員へ提供しています。

続いて 8 ページをご覧ください。

④社会保険労務士会への年金制度説明会については、資料のとおり各年金事務所とも 1 回ずつ実施しました。なお、富山年金事務所においては社労士会より動画配信も併せて行っていただきました。

続いて⑤事業所に対する制度説明会の実施についてです。

算定基礎届事務説明会については、コロナの関係から、令和 2 年度から令和 4 年度まで開催を見送っていましたが、令和 6 年度は令和 5 年度同様に開催いたしました。

なお、魚津年金事務所では新入社員向け年金制度説明会を継続して開催しています。

続いて 9 ページをご覧ください。

オンラインによる新規適用事業所説明会の実施について記載しています。

新規適用事業所の説明会については、昨年度までは各年金事務所において、オンライン又は会場参加型のいずれかで開催していましたが、6 年度より県内合同でオンラインにより開催する方法に変更しました。

開催月は（6 月、8 月、10 月、12 月、2 月）の計 5 回、講師は各年金事務所輪番制としています。

新適説明会は、年金機構と協会けんぽが連携して実施しておりますが、WEB 会議サービス（Microsoft Teams）を使用していることから、協会けんぽにおいては、各年金事務所へ出向かなくても、協会けんぽ内から参加することが可能となりました。

実施結果（アンケート結果）を 10 ページに掲載してあります。右下のご意見・ご感想欄をご覧ください。

オンラインでの開催は、気軽に参加できるので良かった、社内から参加でき助かりますなど、今後も開催してほしいとの意見がある一方、資料は可能な限りデータで対応してほしい、アーカイブで一定期間視聴できるようにしてほしい、アンケートもオンラインで実施してほしい、などのご意見がありました。

年金機構においては、情報セキュリティ対策として、インターネット専用端末には、説明会で使用する資料など保存することができないことから、インターネットに接続されていない端末からモニターに出力し、出力したモニター画面をカメラで撮影し配信を行っています。

このことから、資料をデータで提供することやアーカイブでの保存、アンケートのオンライン化など、どうしても対応できない部分はありますが、改善できるところは改善し、今後より良いものになるよう対応していきたいと思えます。

また、円グラフのところですが、説明時間については、概ね 90 分程度です

議長 (伊藤委員長) 溝渕委員 池田委員 西村委員	が、長いが 17.4%の結果となっています。一方で右下のご意見欄にもありますが、もう少しゆっくり説明してほしい、120 分くらいあっても良いとのご意見もあります。 講師の説明については、普通が 30.4%、少しわかりにくいのが 8.7%ございました。各年金事務所輪番制にしていることから、ばらつきもあったものと思われますが、講師を務める職員については、事前に複数の職員が確認するなど、引き続き講師のスキルアップを図ってまいります。 続いて 11 ページをご覧ください。 メディアを活用しての制度周知でございます。 まず、富山年金事務所において、日本最大級の総合情報サイト「All About」と連携し、WEB サイトに年金制度に関する記事を掲載していただきました。 テーマは、6 月掲載分は、特別支給の老齢厚生年金に関すること。 8 月掲載分は、「国民年金保険料の免除・納付猶予」、「学生納付特例制度」に関する記事を載せていただきました。 また、魚津年金事務所では、FM ラジオと連携し 11 月の「ねんきん月間」に年金制度について周知を行いました。 テーマは、「ねんきん月間、年金の日、ねんきんネット等オンラインサービスについて」、「扶養親族等申告書や源泉徴収票の電子送付について」「国民年金保険料の免除・学生納付特例について」の内容で制度周知を行いました。 ここまで、地域連携事業についてご説明いたしました。 ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問がございましたら発言をお願いいたします。 資料 9 ページ 新規適用事業所のオンライン説明会について、協会けんぽの説明時間を設けていただきありがとうございます。協会けんぽでは、年金委員と同じく健康保険委員を委嘱しております。協会けんぽと年金事務所の委嘱の基準や考え方が違うのかも知れませんが、勧奨規模についてはある程度大きい事業所や新規適用事業所につきましても、もれなく健康保険委員に委嘱するようご案内をしています。 年金委員については、今まで従業員 50 名以上の事業所のところ、従業員 50 名未満のところに順次広げているとのことですが、少しでも年金委員を増やして皆さんに年金制度をご理解いただけるよう、徐々に中規模の事業所も含めて勧奨していただければと思います。 以前、社会保険委員という制度がございました。事業所の方たちから、年金委員の委嘱と健康保険委員の委嘱が別々で分かりにくいとの意見があります。社会保険委員的なもので、併任のような制度を作っても良いのではないのでしょうか。 年金機構と協会けんぽができたときに、もともと社会保険委員としていたものが、年金委員と健康保険委員に分かれたという経緯の中で、社会保険委員会という組織でここに出席している。委員会という形はあるが、会費の問題などがあり、年金委員と健康保険委員は別々に活動している。 社会保険委員会として、いろいろ連携して事業を行っているところであり、
---	--

松尾委員 大久保所長 議長 (伊藤委員長) 事務局 (馬場副所長)	本来なら社会保険委員という形でできれば良いと思いますが、健康保険委員は協会けんぽが増やしており、年金委員は年金事務所が増やす努力はされているが、やはりそこで差が出てきていることは事実である。本来であれば一本化していた頃に戻ればいいのかも知れませんが、事業の主体が分かれていることから、一本化は難しいと思います。 健康保険委員は健康保険制度の周知、年金委員は年金制度について、各企業の中において周知するという大事な役目を担っているわけですから、そこはそれぞれしっかりやっていかなければならないと思いますが、いずれにしても、人数が増えていけば、周知もできると思っています。 職域型年金委員と地域型年金委員があると理解していますが、企業の中で年金委員をやられる方が少ないとの理解でよろしいでしょうか。 年金委員は、主に企業で活動する職域型年金委員と地域で活動する地域型年金委員の2つに分かれています。 職域型年金委員は、主に企業内で社会保険事務を担当されている方になっていただいています。 職域型年金委員の皆さんには、お勤めされている企業内で年金制度の周知、研修等に参加、ポスターの貼付やリーフレットの配布などを行っていただいています。一方、地域型年金委員は、あまり活動していないのではないかと意見も中にはありますが、地域住民と年金事務所とのパイプ役になってくださいとお願いしています。年金事務所への相談には、まず予約してから行ってくださいねと、それだけでも、地域型年金委員としての役割をしていただいていると思っています。 そういった役割の中で、企業内における職域型年金委員になっていただける方が少ないのが現状でございます。 他に質問がないようでしたら、事務局より説明を続けてください。 続いて「年金セミナー事業」の取組状況になります。12 ページから 14 ページ上段までが「年金セミナー」「エッセイ」募集に向けたアプローチ状況となります。また、14 ページ下段から 15 ページに実施結果を記載してあります。 まず、12 ページをご覧ください。右側に記載のとおり、富山年金事務所での取組みになりますが、3 月の年金セミナー実施の協力依頼文書を送付する際に、令和 5 年度に実施したアンケート結果を同封し送付しました。 また、富山県高等学校校長会主催の研修会に出席し、年金セミナーの実施とエッセイ募集の協力依頼を行いました。 更に、中学校へのアプローチとして、富山市教育委員会の協力を得て、富山市内の中学校に年金セミナーの実施とエッセイ募集の案内文を富山市教育委員会より送付していただきました。 このようなアプローチによって、令和 3 年以降、セミナーの実施がなかった中学校で実施することができました。また、新規の教育機関 2 校に実施することができました。 また、報道機関へのプレスリリースにより、年金セミナーについて取材いただけるよう対応しました。
---	--

	令和 6 年度においては、2 回新聞に掲載していただきました。 今後も、早期にセミナー開催の協力依頼を行い、実施校の増加に努めてまいります。 ここで、資料 4 の「年金セミナーアンケート結果」をご覧ください。 アンケート集計結果は、富山県内全体版と中学校抜粋版があります。全体版の 3 ページをご覧ください。まず、セミナー受講前とセミナー受講後で年金のイメージがどう変わったかというアンケート結果になります。セミナー受講前は「まあ良い」以上の評価は 38.3%に留まっていますが、セミナー受講後は 82.8%と大きく改善されています。一方で約 17%の方がまだイメージが良くない結果となっています。 続いて 4 ページをご覧ください。説明時間の長さですが、セミナーにより時間は異なりますが、高校であれば 50 分ほどになります。アンケート結果は記載のとおり 71.5%の方が「ちょうど良い」との回答をいただいている一方、20.6%の方が「長い」と感じています。また、「資料の内容」や「講師（動画）の説明」についても約 15%の方からは高評価をいただけていない結果となっていますので、説明内容や表現の仕方など、まだまだ工夫が必要であると考えています。 5 ページをご覧ください。「詳しく説明してほしい内容」について、「あり」と回答されている方が 11%ですが、その内容で多いのは、「保険料の免除制度」「公的年金は破綻しない」「保険料負担と給付」の内容となっています。 6 ページから 7 ページについては「各項目の理解度」と「年金制度の必要性」についてのアンケート結果となっています、6 ページの 20 歳になったら国民年金に加入すること、3 種類の給付制度があること、保険料の納付は国民の義務であることについては、93%～94%の方が理解できたとの回答となっています。 7 ページは、年金制度の必要性についてとなりますが、4%の方が必要でないとは回答しています。特に将来の年金が不安であるとの回答が多くなっています。 8 ページから 11 ページについては、いただいた「ご意見・ご感想」となっています。「年金について詳しく知ることができた」等のご意見が多い中、「難しい」「将来自分たちの年金がどうなるのか少し不安が残った」といった意見もいただいています。 なお、今回のアンケート結果は、全体的に無回答が多くなっていますが、これは、中学校のアンケート結果で無回答が多く含まれていることによるものです。中学校抜粋版のアンケート結果を参照してください。 資料 3 にお戻りいただきまして 15 ページをご覧ください。下段に「年金セミナーの講師育成」という項目を載せています。 写真にあるのは 8 月に中部地域部管内の新入構員が愛知県にあります大曽根地域代表年金事務所に集まり、意見交換会の中での、年金セミナーの練習風景になります。 年金事務所では、このように様々な場面でセミナー講師育成に向けた取組を進めています。 16 ページをご覧ください。「わたしと年金」エッセイの応募結果となります。全国としては令和 6 年度に 1,489 件の応募がありました。令和 5 年度に比べると、120 名減少しています。富山県としては応募件数が令和 3 年度 1 件、令
--	---

	和 4 年度 3 件ありましたが、令和 5 年度及び 6 年度は、残念ながら、応募者はいませんでした。 エッセイ募集については、上期に年金セミナー実施校にエッセイについて併せて依頼することはもちろんですが、エッセイ応募締め切り後、秋以降に年金セミナーを実施した学校に対しましても、来年度以降協力いただけるよう働きかけを行っていきます。 17 ページから 19 ページにかけては、令和 6 年度の厚生労働大臣表彰を受賞したエッセイを掲載しましたので、後ほどご一読いただければと思います。 ここまで、年金セミナー事業についてご説明させていただきました。
議長 (伊藤委員長)	ここまでの説明に対し、ご意見、ご質問がございましたら発言をお願いします。
西村委員	資料 4 のアンケート結果について、我々にとっては非常に力になります。巷に流れているのは、年金制度は複雑でわからない、年金もあまり受け取れないのではないかという話ばかりである。今日は北日本放送の高田委員が出席されていますが、アンケート結果からやはり年金制度の大切さについて本当に理解したということ、ニュースソースとして流してもらうことが大事なことだと思います。年金制度の必要性や今まであまりわかっていなかったことが、セミナーを受けるとこんなに変わるということが、本当にニュースソースとして大事な話だと思います。
高田委員	私から見ても一番気になったのは、「将来自分が年金をもらえるかわからない」といったネガティブなところにマスコミは関心がいつてしまうところがあります。
西村委員	年金を本当はもらえないとかそんなことばかり報道される。 そうではなくて、みんなが理解してこの年金制度は大事である、心配しなくても自分たちに戻ってくるという話をどこかでしないとイケない。 私らも一生懸命いろんな人に話をしても、どうせもらえないのだろうという話ばかりである。やはりニュースソースとして流してもらいたい。
高田委員	そのためにはエビデンスが必要であると思います。先ほど年間収支の話はありましたが、資産については、ブラックボックスで、今後の見通しなど具体的なところが分かれば報道しやすいと思います。単年度収支だけでは報道としてはしづらいところがあります。 単年度赤字だからだめだとは全く思っていないですが、先ほど 30 数兆円収入があつて 50 兆円くらい年間支出があるという話でしたけれども、赤字ではないかという不安ばかり煽るのではなくて、報道機関にリリースされるときに、年金資産としてはこれだけあるので大丈夫だ、というところを一緒にリリースしてもらえると、皆さんも良い方に報道しやすいと思います。
大久保所長	高田委員のご意見は年金の運用の話だと思いますが、西村委員が言われたようにアンケートを取ると、良い面が多いのは事実です。 今年度も 2 社、新聞社の取材があり記事化していただきました。一般の方が

高田委員	その記事を見ると、年金機構も年金セミナーをしっかりとやっているというアピールにもなります。西村委員が言われたように、ニュースとして取り上げていただければ、非常にありがたいです。 以前、報道部門におりまして、ニュースソースとして取り上げるときは、毎年継続して実施していくことは大変なことです、トピックスとして今年はここが違うという部分を大々的にアピールするとわかりやすいと思います。 その中で個人的には、先ほど説明のありました税務署と一緒に実施された取組になると思います。年金と税務というのは切っても切れない部分であると思っています。 そこは、県民にとって知っておいてほしい内容であると思います。年末調整で社会保険料の申請が忘れられる方もいらっしゃいます。こちらから大学生や扶養されている方はいませんかと問い合わせすると、そうだったということが結構あります。そういったところについて折りを見て言えば、わかりやすく情報としては有用なものであると思います。 後は、確定申告の前に税務署さんと一緒に年金をもらっている方へこういった手続きが必要でといった情報があるとタイムリーで取り上げやすいと思います。
議長 (伊藤委員長)	他にないようでしたら、事務局より引き続き説明をお願いします。
事務局 (和田出副所長)	続いて「地域相談事業」になります。20 ページ、21 ページをご覧ください。出張年金相談についての実施結果となります。 市町村連携による出張年金相談会では、計画どおり、1 月末現在で、90 回開催しました。 6 年度より、高岡事務所管内の射水市役所と氷見商工会議所を廃止したことから、昨年同時期より回数では 20 回、相談件数では 98 名減少となりました。 また、7 年度においても、利用者数の少ない会場などについて、市町村と調整した結果、県内 8 ヶ所の会場において、出張相談員 2 名体制から 1 名体制に変更することになりました。 結果として、7 年度については、出張相談会場が県内 12 ヶ所ありますが、12 ヶ所とも全て 1 名体制となります。 21 ページ下段に記載の大学構内における出張年金相談につきましては、5 年度までは、富山と高岡の年金事務所管内の大学において、納付相談会や学生納付特例申請窓口を開設していましたが、6 年度は、魚津管内においても、北陸職業能力開発大学校の協力を得て、2 月に開設することとしています。 また、富山大学においては、大学周辺（五福地区）の若年層を対象に 11 月実施時には約 500 件、1 月実施時には約 1,200 件、事前に納付相談会の開催案内を送付し周知を行いましたが、相談人数は 11 月 4 名、1 月 7 名と少ない結果でございました。 今後も各大学と連携し定期的に開催するなど、相談者数がどうすれば増えるかということも相談させていただきながら、実施してまいりたいと考えています。

続いて、「年金委員活動支援事業」についてです。22 ページをご覧ください。
①年金委員への研修、情報提供になります。

まず、地域型年金委員への研修についてですが、6 月と 11 月に実施しました。6 月実施分は、富山、高岡、魚津、砺波の県内 4 事務所に設けた各会場を、機構内で繋げている、TV 会議システムにより実施する方法と、ご自宅でも視聴できるようにオンラインでの参加方法も加え実施しました。

11 月実施分は、機構本部主催の全国年金委員研修に合わせ実施しました。

なお、全国年金委員研修は、WEB 会議サービスの（Microsoft Teams）のサポート終了に伴い、6 年度においては、オンラインでの実施ができませんでした。また、全国年金委員研修終了後、富山、高岡、砺波の年金事務所において、引き続き国民年金保険料免除等の手続きについて説明を行いました。

なお、魚津年金事務所においては、3 月に実施予定としています。

23 ページをご覧ください。こちらは、日本年金機構本部より配信している全国年金委員研修会についてになります。先ほどご説明いたしましたが、6 年度は、Microsoft Teams のサポート終了に伴い、オンラインでの実施ができませんでした。各年金事務所の会議室に参集し、TV 会議システムを利用して参加する方法と、各都道府県代表の年金委員が東京に参集し受講する 2 つの方式で実施しました。

なお、東京参集型は各県職域型年金委員 1 名、地域型年金委員 1 名の計 2 名の参加で 2 日間実施いたしました。

続いて 24 ページをご覧ください。地域型年金委員向け情報誌「年金委員だより」の送付についてです。地域型年金委員への活動支援として四半期に一度、春号、夏号、秋号、冬号として「年金委員だより」を送付し、制度改正や出張相談開設日の案内等、委員活動を行ううえで必要な情報のご案内をしています。

25 ページをご覧ください。職域型年金委員に対する集合型の研修会の開催や参考図書の配付状況になります。職域型年金委員については、県内の社会保険委員会と連携のうえ支援事業を実施しています。

26 ページをご覧ください。このページは職域型年金委員向け研修会のうちオンラインを活用した研修会の実施になります。

職域型年金委員研修については、社会保険委員会や協会けんぽ富山支部、富山労働局とも連携し、4 年度よりオンラインを活用し、県内全域に配信しています。今年度においても、9 月には協会けんぽ富山支部が実施した「健康づくりセミナー」に参加させてもらい、年金制度についての研修を行いました。また、2 月には、年金事務所、協会けんぽ富山支部、富山労働局による研修会を実施し、参加人数は 410 名と 5 年度に比べ 102 名多く参加いただくことができました。

なお、研修会の実施方法としましては、会場参加に加えオンライン及び後日動画視聴を可能とした 3 種類の方法で実施しました。

また、後日動画視聴については、当日、会場に参加された方やオンラインで視聴された方にも、繰り返し視聴できるよう案内をいたしました。

オンライン及び後日動画視聴については、申込者が多く次年度以降も継続して実施してまいります。

続いて 27 ページをご覧ください。毎年 11 月の年金月間にあわせ、協会けんぽ富山支部、富山県社会保険委員会連合会と連携のうえ「富山県年金委員・

	健康保険委員大会」を開催しており、今年度においても 11 月 15 日に開催しました。今年度も開催形式は、表彰式と記念講演の 2 部構成といたしました。 年金委員の表彰者数は、資料下段に記載のとおりです。表彰式後は、富山八雲会副会長の木下晶様より、「地域から世界をみる～ヘルン文庫がつなぐ 100 年～」と題して講演をいただきました。 28 ページをご覧ください。年金委員の委嘱拡大についてです。年金委員の委嘱拡大については文書や電話による勧奨を中心に行っています。勧奨の対象としましては、新規適用事業所や協会けんぽ富山支部から提供いただいた情報の他、9 月までは、被保険者 50 人以上の従業員のいる事業所を中心に勧奨を行っていましたが、10 月以降は、被保険者 50 人未満の事業所にも範囲を拡大し勧奨を行っています。しかしながら、1 月末現在の富山県の委嘱数は、職域型年金委員が 2,076 人で前年同月比 2,107 人に対し 31 人の減少、地域型年金委員が 73 人で前年同月比 85 人に対し 12 名の減少となっています。 職域型年金委員につきましては、表に記載のとおり、県内全体で新規に 38 名の方を委嘱できましたが、既に事業所が廃止等しているにもかかわらず、辞退の届出がなく、名簿に残ったままとなっている方の整理を行った方を含め、結果として 31 名の減少となりました。 地域型年金委員につきましては、文書や訪問による勧奨を行い新規委嘱者数は増えていますが、既に委員になっている方は、任期が 3 年となっており、3 年ごとに継続の意思確認を行っています。どうしても高齢な方が多く、継続されない方がいらっしゃいますので、新規委嘱者数より解職となる方の人数が多く、結果として 12 名の減少となりました。 今後も、継続して勧奨を行い、委員数を増加できるよう尽力してまいります。 ここまで、地域相談事業、年金委員活動支援事業について説明させていただきました。
議長 (伊藤委員長)	それでは、ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問がございましたら発言をお願いします。
長永委員	資料の 25 ページ職域型年金委員への研修会について富山年金事務所開催の対象人数が 10 名となっていますが、これは何か理由があるのでしょうか。
事務局 (和田出副所長)	富山年金事務所で行った職域型年金委員研修会は新規に職域型年金委員に委嘱した方を対象として実施したもので、参加人数は 10 名でございました。 富山年金事務所管内の職域型年金委員は 700 名ほどいらっしゃいますが、参集型の研修会については、その方たちを対象に実施したものではありません。
長永委員	他の事務所はそうではないのでしょうか。
事務局 (和田出副所長)	富山年金事務所以外の年金事務所は新規委嘱者ではなく、既に年金委員になられている方を対象に行いました。

長永委員	富山年金事務所でも今後実施する予定でしょうか。
事務局 (和田出副所長)	富山年金事務所では実施する予定はございません。オンラインで実施している県内合同研修会においては、富山年金事務所が主体となって実施しております。
池田委員	資料 20 ページ、出張相談において令和 7 年度より相談員が 2 名から 1 名に減員になるとのことです。カスタマーハラスメントが心配になるお客様もいらっしゃると思います。 2 名体制であれば、万が一のときには、ある程度対応は可能かと思いますが、1 名体制になったときに、カスタマーハラスメントに対する留意事項など、何らかの形で連携が取れるような方法や対策について協議をお願いできればと思います。
大久保所長	社労士会と毎月定例会議を行っていますので、その場で、何らかの形でお示ししたいと思います。
議長 (伊藤委員長)	他に質問が無いようでしたら、続いて、事務局から説明をお願いします。
事務局 (和田出副所長)	資料の 29 ページから 30 ページになります。これまでの会議で委員の皆様からいただきましたご意見についての対応状況になります。 29 ページ上段、第 6 回地域相談事業について、「自宅に届いた学生納付特例申請書の案内が放置されるケースも多いと思われるため、大学構内に年金窓口を開設し、手続き等をできるよう取組むことで学生の年金に対する意識が向上するのではないか。」とのご意見に対し、機構全体としては、学生納付特例事務法人の普及に今後も務めてまいります。県内の取組としましては、富山、高岡及び魚津管内の大学において、大学側の協力を得て、学生納付特例申請窓口を開設しています。 続いて、第 8 回年金セミナー事業の 3 行目、「外国からの技能実習生が多く集まる日本語教育支援団体に対する年金セミナーを検討いただきたい。」とのご意見に対し、関係機関と連携した外国人対策として、名古屋入国管理局と富山県外国人ワンストップ相談センターと連携し、外国人と相談支援員を対象に令和 7 年 6 月と 9 月に合同説明会を開催する予定としています。 更に、月に数回、相談支援員を対象に、令和 7 年 6 月と 9 月に年金制度説明会を開催することとしています。ちなみに月に数回というのは、同じ人に実施するのではなく、相談支援員が交代制勤務のため、全員受けられるようにということで数回実施予定としています。 続いて、第 8 回年金委員活動支援事業「市町村職員退職時における地域型年金委員の委嘱勧奨に取組んでもらいたい」とのご意見に対し、地域型年金委員の委嘱勧奨については、令和 5 年 4 月より、市町村職員または教育関係職員（いずれも 0B 含む）を中心に委嘱勧奨を行っています。 続いて、第 9 回年金セミナー事業「富山県のエッセイ募集状況が低下したままである。学校等への働きかけを工夫して進めてもらいたい。」とのご意見に対し、本日、エッセイの募集状況のところでも説明しましたが、年金セミナー

事前打合せ時に、機構本部作成のエッセイのアニメーション動画を流すことを説明し、セミナー時には、アンケート記入時間を活用し、先生とセミナー参加者に見てもらい、エッセイに対する理解を深めてもらったうえで、協力依頼を行っていきたいと考えています。

続いて、昨年の第12回開催の際にいただきました、「年金制度に関する各種チラシ・リーフレットを配布したことによる結果について検証していただきたい」、「年金見込額について、夫婦共働きや単身者などの働き方、給料及び勤続年数に応じたモデルとなる金額を示していただきたい」

「年金セミナーに使用するパソコンが HDMI ケーブルに対応していないため、受入側の操作も煩雑であるため、リニューアルを検討されてはいかがでしょうか。」「学生納付特例申請について、大学に入学した時（18 歳）から予約申請とし、20 歳になった時点で確認するやり方もひとつの方法ではないか。」との 4 つのご意見につきましては、いずれも富山県内の年金事務所では対応できないため、ご意見は機構本部へ報告させていただき対応済といたしました。

それでは、最終 31 ページをご覧ください。

これまで、令和 6 年度の事業実績について説明させていただいた結果を踏まえまして、令和 7 年度の事業方針について説明いたします。資料右側の具体的な活動内容についてご覧ください。

まず、地域連携事業としまして、①市町村職員担当者向け研修会の実施、②事業所事務担当者向け研修会の実施③ハローワークの離職者説明会での年金制度説明の実施④富山県社会保険労務士会研修会での年金制度説明の実施について、こちらはいずれも引続き実施して参ります。⑤富山県社会保険委員会連合会、富山県内 4 社会保険委員会との連携による年金委員研修会等の実施につきましては、参加希望の多いオンライン及び後日動画視聴も行えるよう継続して実施していきます。⑥市町村職員担当者向け広報誌「かけはし」の配布、こちらも継続実施していきます。⑦制度説明会、研修会については Web 会議ツールを最大限に利用する形で実施するとともに、研修内容の充実を図り、参加者の拡大を図ってまいりたいと考えています。

続いて、年金セミナー事業です。従来の対面型と併せ、非対面型によるセミナーの実施や年金セミナー用動画（DVD）の配布等、各教育機関のニーズに合わせ実施して参ります。なお、エッセイ募集件数が増加するよう、年金セミナー開催時にエッセイのアニメーション動画も見てもらったうえで依頼を行うなど工夫してまいりたいと考えています。

続いて、地域相談事業です。①市町村における出張相談の実施については、規模が縮小となりますが、継続して実施して参ります。②大学構内における出張年金相談の実施は、相談者数を増やせるよう、案内方法や開催時期、開催回数増加等、各大学と調整してまいります。

続いて、年金委員活動支援事業です。①全国年金委員研修の実施については、こちらは機構本部の開催となります。②本部および各年金事務所からの年金委員への情報提供については、必要な制度改正等、委員活動に必要な情報を随時、発信して参ります。③年金委員研修会の実施については引き続きオンラインを最大限に利用し、利便性の高いものとして実施してまいります。④年金委員大会の実施も引き続き、協会けんぽ富山支部、富山県社会保険委員会連合会と連携のうえ実施してまいります。⑤年金委員の委嘱拡大については、新規

	に適用となった事業所、そして協会けんぽ富山支部から提供いただいている情報も活用しながら、被保険者数の規模にかかわらず、委嘱拡大できるよう尽力してまいります。 以上、令和7年度事業方針まで説明させていただきました。
議長 (伊藤委員長)	それでは、ただいまご説明いただいた、令和7年度事業方針までにつきましてご意見等ございましたらご発言をお願いします。
高田委員	資料29ページ、学生納付特例事務法人の説明がありましたが、県内各学校に実施しようとするとかかなりハードルが高いのでしょうか。
中山所長	特段ハードルが高いというものではありませんが、全国的には一つの学校で、受付件数は多くないというのが現状です。 また、事務を取り扱っていただくと、交付金的なものが支払われると承知しています。あまり普及が進んでいないというのが現状で、県内の大学にもお願いしているところですが、当時の事情は承知していませんが、今のところは受けていただけていませんので、現実的には大学側と調整し窓口を設置しているというのが県内の状況でございます。
松尾委員	学生納付特例事務法人の指定は厚生局で行っており、勸奨業務を行っていますが、実際のところ、手ごたえがないのが実情です。学校側も事務が忙しくて、なかなか申請の受付事務をするのは大変だと聞いています。 なかなか普及はできませんでしたが、年金機構での納付率もかなりあがっています。 2年前にスマホで学生納付特例の申請ができるようになりました。そうすると、学校側に申請しなくても自分で申請することができます。 その方が今の施策としては、すごく良いと思います。 大学において窓口を開設していることも、すごく良いことだと思いましたが、事業結果をみると数人しか来ていないということで、例えば、大学側でスマホを使って申請できるところをもっとPRする方が良いのかなと個人的には思いました。
高田委員	学生専用のメールアドレスを持っている20歳になる学生をターゲットに送るのであれば、そんなに負担にならないのではと思います。 大学からのメールであれば学生は確実に見ると思います。
議長 (伊藤委員長)	学生は大学でのメールアドレスは取得されていますが、大学の事務、教務に関する事項以外の内容を発信できるかどうかというハードルが一つございます。もう一つは、学生はメールを見ないです。非常に難渋しているのが現状です。非常に重要な連絡事項を出しているにも関わらずメールを見ていませんでしたということが頻繁に発生しているのが現状です。 今の学生はEメールを見ないというのが正確なイメージかと思います。
高田委員	20歳になる方へタイムリーに情報発信できれば、わりと解決が早いのではないかと思います。

池田委員	20 歳になったら基礎年金番号通知書を送付されると思います。その時に、学生納付特例について QR コードを印字した「ここへアクセスすると申請ができますよ」といった資料は送っているのでしょうか。
廣田推進役	学生納付特例に関してのピンポイントでの QR コードが記載されたものはないと思われますので、いただいたご意見については検討させていただきたいと思います。
池田委員	エッセイについて、富山県は 0 件です。学校にエッセイの募集案内を送っていると思いますが、今年、厚生労働大臣表彰は、一般の石川県の方が表彰されています。現役の社労士の方です。学生はなかなか忙しいところもあると思います。 私たち社労士も書きたいという気はかなりあるのですが、専門家として応募してはいけないのかなと遠慮していました。 石川県で大臣表彰受けられたので、富山県でも結構応募したいという方もいると思います。社労士会でもエッセイに応募してくださいとコンタクトがあれば、取り組まれる方が結構いるのではないかと思いますので、検討してください。
大久保所長	石川県の社労士の先生も応募されています。幅広く募集をかけていますので、専門の方であっても応募していただければと思いますので、エッセイ募集の際に案内させていただきたいと思います。
議長 (伊藤委員長)	資料 30 ページ、昨年、第 12 回の年金セミナー事業のところで既に対応済となっている、下から 2 番目のパソコンの件ですが、昨年私が申し上げたものになります。中身を申し上げますと、動画を使おうとしたときに、HDMI ケーブルが画像と動画を同時に映し出すことができるものですが、古いパソコンは D-Sub ピンと言って画像だけで音声を出そうとすると、また一本ラインを別に出す必要があります。今は、ほぼやらないやり方ですので、いろんなところにセミナーに行かれるときに、受入側の設備のことを考えると、もうそろそろ適用した方が良いのではという趣旨で申し上げました。 他の 3 つの意見については、結構大きな意見だと思いますが、私の意見は、パソコン 1 台買うというだけの話のように個人的には思いますが、これも非常に難しいのでしょうか。機構本部に報告して予算が取れないということでしょうか。
廣田推進役	予算的にすぐに対応できるかどうかというところがあると思います。 今回、参加するにあたって確認はしてきましたが、この場で回答できるところまで至っていないのが現状です。引き続きご意見については、上申してまいります。
議長 (伊藤委員長)	説明の方は最後までいただきましたので、改めて全体を通して、ご意見、ご質問があればお願いします。

長永委員	年金セミナーの動画（DVD）についてご説明がありましたが、作成はどちらで行っていますか。
事務局 (馬場副所長)	機構本部です。
長永委員	全て内容は確認済みですか。
事務局 (馬場副所長)	中身は把握していますが、現物は直接学校に機構本部から送付されるものになります。
長永委員	年金セミナーというのは、制度的にも事務的にもわかりやすくお伝えしたいということで、セミナーの講師の方も常に育成を万全にやってらっしゃると思います。実際に制度設計は厚生労働省が行っていますが、日本年金機構は年金の事業運営を任せられており、事務対応ということになります。 尚且つ学生に対する年金セミナーも年金機構側が任せられているところです。そこで、講師の方は、年金制度そのものをよく理解したうえで、セミナーに臨んでいると理解してよろしいでしょうか。
大久保所長	そこは自信もってお伝えできます。
長永委員	将来、年金はもたないのではないかとといったことに対して、講師の方は理論武装できているのでしょうか。 平成 16 年改正で年金の掛け率について、平成 29 年で上限が固定してしまうという決まりがありました。年金の給付水準は足し算でみなさんが集められた保険料を足すことの運用益で賄われています。 平成 16 年改正のときに危機感を持ったのは、保険料率の上限はこれ以上あげられないとなると、保険料はこれ以上増えない。 もう一つの足し算の運用利息の方も昨今の経済状況で、利息が昔 7%とか 5.5%だったのが低利率しか確保できなくなっているとなると、年金給付水準は危ういのではないかとその当時思いましたが、今はそうではなくなっている。先ほど廣田事業推進役からお話があったように、高齢の方々はどうぞ働くようになり、それから適用拡大しているということで、運用利率は良くないが、確保は難しいと思っていた保険料の方がどんどん増えていく。それによって年金給付水準が確保される。年金は、将来大丈夫だということを理解したうえで講師がセミナーに臨んでいるかどうかということです。その点はしっかり理論武装しないといけないと思っている。 厚生労働省と年金機構は、お互いにタイアップしながら、年金の仕組みはこういうものであるというところを、厚生労働省も日本年金機構に情報提供していないといけないと思いますので、よろしくお願いします。
松尾委員	岐阜県の運営調整会議に出席してきましたが、そこで年金セミナーのシミュレーションを聞いてきました。日本年金機構の若手の職員の方が、今までは、「若い世代が今の年金世代を支えています」という説明をしていましたが、今は「働く方々が支えています」という説明をしていて、その部分は、理解して話をしていたと思いました。

大久保所長	日本年金機構のみなさんは頑張ってもらっていると思いますので、こちらから本省含めて一緒にやっていきたいと思っています。 昨年、年金財政検証が出されました。今年度、マクロ経済スライドの一部見直しや在職老齢年金の上限の見直しなど、続々と年金部会で改正案が出てくると思います。また、令和6年10月に51人以上まで適用拡大をしました。 これからも、我々は実行部隊ですので、決められたことはしっかり対応していきたいと思っています。
議長 (伊藤委員長)	お時間となりましたので、ここで意見交換は終了させていただきます。ほかにご意見等ございましたら、後日、事務局あてにご連絡いただきますようお願いいたします。 それでは、以上で、本日予定されていた議事はすべて終了いたしましたので、ここで議長の責務を下ろさせていただきます。 皆様のご協力により滞りなく、議事を進行することができました。皆様のご協力に感謝申し上げます。 本日の各委員からのご意見等につきましては、事務局において今後の事業に活かさせていただきますようお願いいたします。 なお、本日のご質問等で改めて事務局から回答が必要な事項につきましては、後日、事務局から委員の皆様にお知らせするようお願いいたします。 ありがとうございました。
司会者 (馬場副所長)	伊藤委員長においては、長時間にわたり議長として議事の進行が滞りなく終了するようご配慮いただきましてありがとうございました。 本日の皆様から頂戴いたしました貴重なご意見等につきましては、機構の今後の事業に活かしていく所存でございます。今後ともご支援の程よろしくをお願いいたします。 それでは、連絡事項がありますので、事務局から説明させていただきます。
事務局 (和田出副所長)	本日参考資料として、以下の資料をご用意しております。 ○知っておきたい年金のはなし（スライド版） ○知っておきたい年金のはなし ○「わたしと年金」エッセイ入賞作品集 ○退職後の年金手続きガイド ○年次報告書 2023 こちらにつきましては、後日ご覧いただきまして、公的年金制度の周知、啓発、または説明等の参考としていただければと思います。 本日の会議につきましては議事録を作成後、委員の皆様にご確認をお願いする予定としておりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

司会者 (馬場副所長)	次回の会議につきましては、次年度のガイドラインが発出された後、改めて日程調整をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。 また、本日の会議を踏まえてお気づきの点などがございましたら、富山年金事務所総務調整課までご連絡ください。 本日は誠にありがとうございました。
------------------------	---